(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

(一)　五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用するとき

一〇ミリワット以下

(二)　五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHzの周波数の電波を使用するとき

一〇ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、五ミリワット以下）

(2)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

(一)　五、一九〇MHz又は五、二三〇MHzの周波数の電波を使用するとき

五ミリワット以下

(二)　五、二七〇MHz又は五、三一〇MHzの周波数の電波を使用するとき

五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、二・五ミリワット以下）

第四十九条の二十第三号トに次のように加える。

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

(一)　五、二一〇MHzの周波数の電波を使用するとき

二・五ミリワット以下

(二)　五、二九〇MHzの周波数の電波を使用するとき

二・五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、一・二五ミリワット以下）

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

第四十九条の二十第三号トを同号チとし、同号ヘ(1)から(3)までを次のように改める。

(1)　直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式を使用する送信装置

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(2)　振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式を使用する送信装置

一〇ミリワット以下

(3)　直交周波数分割多重方式を使用する送信装置は、次のとおりであること。

(一)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一〇ミリワット以下

(二)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が五ミリワット以下

(三)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が二・五ミリワット以下

(四)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

一MHzの帯域幅における平均電力が一・二五ミリワット以下

第四十九条の二十第三号ヘを同号トとし、同号ホを同号ヘとし、同号ニ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

毎秒二〇メガビット以上

(2)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

毎秒四〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号ニに次のように加える。

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

毎秒八〇メガビット以上

(4)　占有周波数帯幅が七八MHzを超え一五八MHz以下の場合

毎秒一六〇メガビット以上

第四十九条の二十第三号ニを同号ホとし、同号ハ(1)及び(2)を次のように改める。

(1)　直接拡散方式を使用するスペクトル拡散方式（占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合に限る。）

(2)　振幅変調方式、位相変調方式、周波数変調方式若しくはパルス変調方式又はこれらの複合方式（いずれも占有周波数帯幅が一八MHz以下の場合に限る。）

第四十九条の二十第三号ハに次のように加える。

(3)　直交周波数分割多重方式

第四十九条の二十第三号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1)　占有周波数帯幅が一九MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz、五、二四〇MHz、五、二六〇MHz、五、二八〇MHz、五、三〇〇MHz又は五、三二〇MHz

(2)　占有周波数帯幅が一九MHzを超え三八MHz以下の場合

五、一九〇MHz、五、二三〇MHz、五、二七〇MHz又は五、三一〇MHz

(3)　占有周波数帯幅が三八MHzを超え七八MHz以下の場合

五、二一〇MHz又は五、二九〇MHz